

会報 60 号 新年号



公益社団法人徳島県
鍼灸マッサージ師会
令和 8 年 1 月 15 日発行

目 次

会長のご挨拶	1 頁
四国地区協議会に参加して	2 頁
徳島大学蔵本祭鍼灸展に参加して	3 頁
東洋療法推進大会 in 石川に参加して	3 頁
とくしま育児応援クーポン・全鍼師会 LINE アカウント案内	4 頁
全鍼師会からのお知らせ	5-6 頁
[学術部] 生涯研修会のお知らせ	6-7 頁
[事業部] 実地ボランティア活動・ボランティア案募集 カルテソフト・ツボMAP ご紹介	8-9 頁
[保険部] 各種保険取り扱いについて・保険料金表	10-13 頁
[厚生部] 全鍼師会 110 番補償制度 団体所得補償プラン・新保障制度～生命保険 団体総合生活補償保険のご案内 国民年金基金加入者紹介のお願い	14-16 頁
[総務部] 退会・届出変更・免許書換え・各種案内	16-17 頁
[広報部] ホームページについて LINE コミュニティーの案内・編集後記	17-18 頁

会長のご挨拶

会長 高島 弘和

明けましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 11 月 21 日に内閣で閣議決定された「強い経済を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」において、医療機関や薬局に対して、診療報酬改定の時期を待たずに前倒して「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」にて補助金を緊急措置することが盛り込まれました。なお、この補助金について、各都道府県においてそれぞれ支援策を検討することとなりました。そこで日頃よりお世話になっている徳島県議会議員の先生を通じて、我々あはき業界の置かれている窮状を徳島県に伝えていただき、我々あはき業界も少額ではございますが支援策を受けられることとなりました。これについては、追って県から通知が届くことと思います。我々のような小さな業界では、なかなかこういった政策や補助金といったものは届きにくいものです。これも一重に、我々の声を代弁して県に届けてくださる徳島県議会の先生方のおかげであると私は思っております。

令和 8 年の干支は「丙午（ひのえうま）」とされます。丙午（ひのえうま）の年は、「勢いとエネルギーに満ちて、活動的になる」年になると考えられています。本会もこの流れに乗って、活発に事業を開拓できたらと考えております。ここ数年は学術研修会の参加者であるとか、徳島大学蔵本祭の鍼灸展、とくしまマラソンのマッサージブース等でのボランティア活動の参加者が少なくなっています。とにかくマンパワーが足りません。学術研修会は皆さまのスキルアップになりますし、ボランティア活動はあはき業の地域社会へのアピール、あはき師の社会的地位の向上に繋がるものです。お一人でも多くの方に本会の事業にご参加いただき、ご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、今年一年が皆さまにとりまして輝かしい年となりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

四国地区協議会に参加して

副会長 八百原 義正

令和6年7月26日・27日の両日高知県で開催された四国ブロック協議会に参加致しました。詳細な報告は吉川理事から本会報に掲載されることと思いますので、私の文章は少し切り口が違ったものになればと思います。

この四国ブロック協議会は、四国各県師会持ち回りで毎年開催していますが、昨年度は私どもの徳島県において全国大会（東洋療法推進大会）を開催した為、昨年度予定していた徳島県での開催を見送り2年ぶり且つ長峰会長になって、はじめてとなる四国ブロック協議会となりました。

冒頭に、今回は論点集中型のグループディスカッションをはじめ会場・懇親会・2日目の研修会（植物園散策含む）等々かなり新しい思考や発想のもとに運営を企画された高知県師会の方々に心より敬意を表します。これをそれぞれの参加者がどう感じるかは別としてマンネリ化した運営を何か新しいものにという意気込みが伝わってきました。

特にグループディスカッションでは新しい広告ガイドラインの内容を長嶺会長から内容や課題について説明を受けた上で、参加者が積極的に意見交換を行うことにより現況や各県師会の立位置を把握する機会となりました。

最後に四国ブロック協議会について私個人の意見を1つだけ述べさせていただきますと毎回よく似た顔ぶれの人が参加されることも大切ですが、もう少し新しい人が参加することにより鍼灸マッサージ業界の活性に繋がると思います。そこで各県師会幹部の方におかれましては少しでも新顔の方々が多く参加してもらえる工夫を節にお願いし結びといたします。

学術部長 吉川 結香

7月26・27日に高知県で開催された四国地区協議会に、参加させていただきました。全日本鍼灸マッサージ師会会长による、広告ガイドラインについての講義を受けた後、グループディスカッションが行われました。

ディスカッションは、3つのグループに分かれて行われ、私はグループ②の『県民が適切な施術書を選ぶための広告の見極め方！』について議論しました。この問題を完全に解決できる策を見出せたわけではありませんでしたが、他県の先生方の熱い意見を聞くことができ、とても勉強になりました。

徳島大学蔵本祭鍼灸展に参加して

副会長 井内 健司

2025年10月26日徳島大学蔵本キャンパスにて開催されました鍼灸展に参加して参りました。本会からは9名の先生に参加いただき、128名の方々に鍼灸を体験していただきました。

体験者の方は初めて鍼灸にふれられる方から、何度も参加し、この時期を楽しみにしている方まで様々な方がいらっしゃり、鍼灸の効果に驚かれ、大変満足していただきました。一度はコロナで中断していたボランティアですが、前回から再開でき、今回も滞りなく、開催できましたことを非常にありがとうございます。又、次回以降も開催予定ですので、多くの会員の先生方の参加お待ちしております。

東洋療法推進大会 in 石川に参加して

副会長 森 智美

9月28日29日に開催された大会へ、昨年の徳島大会のお礼を兼ねて参加しました。フェムテックについて、療養費について、広告ガイドラインについてなど充実した内容でした。

徳島大会に参加されていた先生がたから「徳島大会、素晴らしかった」とのことばを聞き、あらためて昨年の盛り上がりを支えられた先生たちに頭が下がります。

来年は札幌です。ぜひ行きましょう。

総務部理事 中野 善仁

9月28日(日)県民公開講座「令和6年度能登半島地震 災害支援鍼灸マッサージ活動～DSMAと石川県両師会の連携～」残念ながら、初日のシンポジウムは途中参加となってしまいました。JR西日本の線路上で不審物が見つかり約1時間50分、大阪駅で足止めされてしまいました。(因みに遅延時間が2時間未満の為、払い戻しの対象にはなりませんでした。)

石川県鍼灸マッサージ師会の田中良和先生や石川県鍼灸師会の定池寿先生による能登半島震災復興支援の現場でのJMATの活動や体験談を聞けたことは今後の学びにつながりました。災害現場では被災者の心身のケアにおいて鍼灸マッサージが求められているとの報告が特に印象に残りました。特別講演「フェムテック-女性の健康に伝統的な技術と最先端の技術の融合を」鍼灸マッサージ治療にIT技術が取り入れる試みに新たな可能性を感じました。

9月29日(月)「ささえあい つながり 共に生きるび！」座長北川祐基先生の進行により今後の全鍼師会の方向性について話し合われました。会員の減少は徳島県だけの問題でなく、全国の師会での共通認識としてあり、全鍼師会としての対応や若い免許保有者に対して、業界の方向性や入会するメリットをどのように提示していくか話会われましたが、結論はでませんでした。

業界全体が新しい方向性を模索しているなと感じました。

とくしま在宅育児応援クーポンのご案内

とくしま在宅育児応援クーポンとは、各市町村が実施する子育て支援サービスで、0歳から2歳までの子どもを在宅で育児をしている保護者（父母又は養父母）を対象に、子育て支援サービスに使えるクーポンを配布する事業です。

本会では、使い捨て小児はりを使用した「刺さない親子ふれあい小児はり」を提供サービスとして登録しており、令和5年4月より、徳島市・小松島市・北島町・勝浦町で利用が可能となりました。

各施術所でクーポンを取扱うには、本会会員の鍼師免許取得者で、本会が主催する小児はり研修会を受講することが必須条件となっております。

研修会は、希望者があり次第随時開催予定ですので、ご希望の方は担当までご連絡ください。

※詳細は、とくしまはぐくみネットのHPをご覧ください。

小児はり



URL : <https://www.tokushima-hagukumi.net/>



問い合わせ先：学術部長 吉川結香 ☎：080-4999-1189

全鍼師会 LINE 公式アカウントのご案内

会員へのサービスや利便性向上への取り組みとして全鍼師会LINE公式アカウントを開設、2023/6/1より正式運用を開始いたします。

月刊東洋療法最新号、ホームページ掲載のお知らせ・推進大会や講習会のご案内・その他、見逃しがちな情報」等を配信しLINEを活用していく予定ですので、ぜひ「友だち追加」をお願いいたします。追加していただくと、トークのメニュー画面から当会各種サイトへ簡単にアクセスすることができます。

また、全鍼師会及びあはき業界や業界が行っている活動の認知拡大のため、「あはき師養成校に通う学生・一般あはき師・一般の方」の「友だち追加」も歓迎しております。

■LINE「友だち追加」方法

ID検索から追加 : @726dytgz

URLから追加 : <https://lin.ee/jzAXASO>

QRコードから追加 : 右記のQRコードを読みとる



お問い合わせ先：(公社)全日本鍼灸マッサージ師会 事務局

☎ : 03-3359-6049 FAX : 03-3359-2023 メール : zensin@zensin.or.jp

全鍼師会よりお知らせ

■免許保有証に関する各種手続きについて

- 新規発行⇒まだ保有証をお持ちでない方で発行を希望される方
- 更新⇒有効期限満了に伴い引き続き保持を希望される方
- 書換え⇒免許証本体の書換えに伴い免許保有証の書換えを希望される方
- 再交付⇒紛失した等で再交付を希望される方

<免許保有証の新規発行・更新・書換え・再交付に必要な書類について>

手数料	1. (公社)全日本鍼灸マッサージ師会会員の方 新規・更新⇒2,000円 書換え・再交付⇒3,000円 郵送料：460円 ※全鍼師会からの助成により手数料は安くなっています。 ※郵送料は令和6年秋頃予定の郵便料金改定を反映しています。 2. (公社)日本あんまマッサージ指圧師会会員の方・その他の方 新規・更新・書換え・再交付いずれも4,000円 郵送料：460円
必要書類	<p>① <u>パスポート用サイズの証明写真…同じもの2枚</u>（縦4.5cm×横3.5cm、6ヶ月以内撮影、胸から上で顔が鮮明に写っていること、正面、無帽、無背景、ふちなし、カラー・白黒は不問） ※規格に合わない写真は撮り直しとなる場合があります。</p> <p>② 所有している免許保有証の表面コピー…1部</p> <p>次の③～⑤は全日本鍼灸マッサージ師会会員ではない方のうち、前回の申請時から氏名や本籍地に変更があった方や、この度新規発行を希望される方は添付して下さい。</p> <p>③ <u>住民票写し…1部</u>（6ヶ月以内発行で、<u>本籍地の記載があるもの</u>）</p> <p>④ <u>本人確認用書類の写し…1部</u>（運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、マイナンバーカードおもて面、写真付き住基カード等）</p> <p>⑤ <u>はり・きゅう・あマ指師免許証の写し…各1部</u></p>

■申請受付期間について

例年7月～8月31日 ※新規発行や更新に該当する方には本会からご案内を致します。

■下記①②に該当する方はご注意下さい

- ① 免許証本体を紛失してしまっている
- ② 婚姻等で免許証本体の氏名・本籍地などの記載内容に変更が生じている

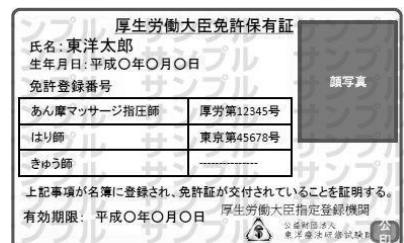
免許証本体紛失の場合は免許証の「再交付」、免許証に記載の氏名や本籍地に変更があった場合は免許証の「書換え」手続きが必要です。（公財）東洋療法研修試験財団（TEL 03-5811-1666）にお問い合わせ頂くか、同財団のWebサイトをご参照の上、手続きに必要な申請書類をお取り寄せ頂き、手続きをお願い致します。

最新免許証が手元に届きましたら、お手数ですが本会事務局・総務部までご連絡をお願い致します。(免許証の写しのご提出をお願いする場合があります)。これら免許証本体の更新情報が本会事務局に届けられないまま免許保有証の申請手続きを行った場合、免許証を管轄する(公財)東洋療法研修試験財団側のデータベースと本会からの申請内容との相違より申請内容の修正を求められる場合があります。

<サンプル画像>

■免許保有証の納品時期について

申請翌年の3月頃に本会事務局に一括納品される予定です。
その後、本会より簡易書留にて会員さんに郵送致します。



■手数料と必要書類の提出先

- 手数料(郵送料含む)は本会よりお送りする払込票にてお振込みとなります。
- 必要書類は下記宛先に郵送にてご提出をお願い致します。

〒770-0024 徳島市佐古四番町4-20 高島治療院内
(公社)徳島県鍼灸マッサージ師会 事務局「免許保有証係」

■免許保有証に関するお問い合わせ先

問い合わせ先: 総務部長 井内健司 ☎: 090-7784-6779 メール: [REDACTED]

各部からのお知らせ

学術部

学術部長 吉川 結香

いつも生涯研修会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

学術部では、会員の皆様が日々の臨床や業務に生かせるような内容の研修を実施できるよう取り組んでおります。また皆様がどのような研修会を受講したいか、講師として呼んで欲しい先生や分野など、実際の声もお聞き出来ればぜひ参考にしたいと思っております。些細な事でも、ぜひともご提案ください。

■他の生涯研修(学術研修会)について

会員の方で、他県師会での研修会等(オンライン研修会を含む)に参加し単位取得を証明する「生涯研修会等参加証明証」を発行してもらった方は、学術部まで提出・報告して下さい。提出・報告がないと単位加算が出来ませんので、よろしくお願ひいたします。

■生涯研修会の報告

◆令和7年度 第2回生涯研修会◆

実施日時：令和7年8月31日（日） 10:30～15:30

「110補償制度について」

「広告ガイドラインについて」

講師：エル・クリエートシステム株式会社 中野祐治様
全日本鍼灸マッサージ師会副会長 石川英樹先生

会場：ホテル千秋閣 7階 鶴の間 参加者：15名

午前中は、エル・クリエートシステム株式会社代表取締役の中野祐治氏に『110補償制度について』と題し、これまでに実際にあった具体的な事例や、賠償する上で重要な事柄などについて詳しく講義していただきました。午後からは、全日本鍼灸マッサージ師会副会長や、協同組合理事長など様々な役職をされております、石川英樹先生に『広告ガイドラインについて』と題し、2月に施行された広告法の変更点についてや、無免許者への対処法などをお話ししていただきました。また、両講師とも、時間いっぱいまで講演いただき、参加者からの質問にも丁寧にお答えいただきました。

◆令和7年度 第3回生涯研修会◆

実施日時：令和7年12月7日（日） 14:30～16:00

「臨床に活かすスポーツ栄養」

講師：四国大学 坂東賢一先生

会場：内町公民館 洋室 参加者：16名



四国大学 生活科学部 健康栄養学科の坂東賢一先生に『臨床に活かすスポーツ栄養』の題目でご講演いただきました。時間栄養学、若年層の栄養素不足等々の内容でご講演いただき、スポーツの現場における管理栄養士からの具体的サポートの話が聞くことができました。

また、講演後には参加者からの質問も多くあり、一つ一つ丁寧にお答えいただきました。

事業部

■事業活動・実地ボランティア

①徳島大学蔵本祭「鍼灸展」

開催日：令和7年10月26日（日）10:00～16:00

場所：徳島市徳島大学蔵本キャンパス 蔵本会館2階

参加者：会員9名

体験者：128名

②第70回 はり・きゅう・マッサージ無料体験会

開催日：令和7年11月30日（日）10:00～15:00

場所：あわぎんBASE 1F

参加者：14名 内本会員11名

体験者：121名

■事業運営委員会

2月1日、5月10日

■今後の活動予定

①令和8年3月22日（日）とくしまマラソン2026マッサージボランティア

本会のボランティア活動も徐々にコロナ前のように活動を再開しており、多くの会員様の参加が必要な状況でありますので、積極的な参加をお待ちしております。

問い合わせ先：事業部長 近藤純一郎 ☎：090-2783-8420

■カルテソフトのご紹介

本会では鍼灸マッサージカルテソフトを作成しております。このソフトは、鍼灸マッサージ治療院における患者のデータ管理・閲覧・印刷・保存に便利なソフトです。従ってこのソフトを導入する事により、紙カルテを管理する必要がなく、紛失するといった事もなくなり、必要な時に患者情報を迅速に閲覧することができ、データの長期保存も可能となります。

【ソフトの特徴】

- ◎大量の患者データがこのソフトひとつで簡単に管理できます。
- ◎パソコン所有者の大半が所有している Excel で作成していますので、高額な別売ソフトを購入する必要がありません。
- ◎患者の来院ごとに棚から紙カルテを探す必要がなく、このソフトの検索機能で迅速に当該患者をパソコン画面に表示させることができ、業務の効率化にも繋がります。
- ◎印刷する前にプレビューにて内容確認ができ、A4 サイズの用紙に枠まできれいに印刷できます。

問い合わせ先：くつろぎや 谷川仁士 ☎：088-657-6222

■ツボMAPのご紹介

本会では公益事業の一環として、一般向け配布用パンフレット「ツボ MAP」を作成しています。このパンフレットは、各種公益事業・ボランティア活動の現場などにおいて、県民や一般の方々に向けて広く配布しております。

また、最終ページに皆様の治療院の印判などを押して配布することにより、より身近にある“ツボ”を通して東洋医学を紹介することができますので、是非ともご活用ください。追加を希望される方には無料で 30 部配布を行っております（但し、保険師会事務所にて直接お渡しするか送料着払いでの郵送になります。）

問い合わせ先：事業部長 近藤 純一郎 ☎：090-2783-8420

保険部

■各種保険取り扱いについて

【自賠責】 … 自動車賠償責任保険

- (1) 最重要ポイント 保険会社の担当者との打ち合わせ
- (2) 請求に必要な書類 施術費明細書（全国統一様式）
本会ホームページの会員専用ページからダウンロード出来ます
- (3) 自賠責保険の取り扱い
 - ①取り扱い対象疾患に制限はない
 - ②施術料金は労災保険の上下10%程度が望ましい
 - ③施術の回数について制限はない
- (4) その他 領収書を発行し本人から請求することもできる

【労災】 … 労働者災害補償保険

- (1) 指名施術所となる必要あり
- (2) 労災の請求に必要な書類 労働基準局または担当者へお問い合わせを
- (3) 施術料金算定基準（令和6年10月1日改定）
- (4) 担当 徳島労働基準局（088-652-9141）

【生活保護】

- (1) 指定施術所となる必要あり
- (2) 請求に必要な書類 県保険福祉政策課 保護担当（088-621-9141）へお問い合わせを
- (3) 対象疾患等の取り扱い 健康保険の基準に基づく

※令和6年10月1日改定の健康保険（療養費）の料金に準じて、生活保護の施術料金も改定されております

【スモン】

- (1) 県との契約が必要
- (2) 請求するときに必要な書類 県または担当者へお問い合わせを
- (3) 担当 徳島県健康増進課 疾病対策担当（088-621-2224）

【療養費】

徳島県保険鍼灸マッサージ師会に入会し取り扱って下さい。担当⇒事務局（088-677-3360）
尚、本会と会員で結ぶ遵守契約書の4項では下記のようになっております。

■療養費における健康保険の取扱い

甲は、健康保険の取扱いの権限全てを徳島県保険鍼灸マッサージ師会に委託しているため、乙は健康保険において鍼灸マッサージの保険取扱いを行う場合、徳島県保険鍼灸マッサージ師会に入会し、その指導監督に従い取扱わなければならない。また乙は、徳島県保険鍼灸マッサージ師会に入会していない健康保険取扱い施術所に勤務、あるいは提携してはならない。

問い合わせ先：保険部長 近藤純一郎 ☎：090-2783-8420

保 険 料 金 表

令和6年10月1日改定

◎はり・きゅう

はり・きゅう 1 術	初 檢 料	1,950 円
	施 術 料	1,610 円
	電 療 料	100 円
はり・きゅう 2 術	初 檢 料	2,230 円
	施 術 料	1,770 円
	電 療 料	100 円

◎往療料（突発的な往療） ··· 1回 2,300 円

◎施術報告書交付料 ······ 480 円

◎特別地域加算 ····· 1回 250 円

★片道 16 kmを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められない

◎はり・きゅう訪問施術料 通所困難、患家からの求め、医師による往療や部位ごとに施術の必要性の同意に基づき訪問施術を行った場合

同一日・同一建物で施術を行った患者数		1 術	2 術
訪問施術料 1	「1人の場合」の患者1人あたり料金	3,910 円	4,070 円
訪問施術料 2	「2人の場合」の患者1人あたり料金	2,760 円	2,920 円
訪問施術料 3 (3人~9人)	「3人~9人の場合」の患者1人あたり料金	2,070 円	2,230 円
訪問施術料 3 (10人以上)	「10人以上の場合」の患者1人あたり料金	1,760 円	1,920 円

◎マッサージ

マッサージ	1 局 所	450 円
変形徒手矯正術	1 肢	470 円
温 署 法		180 円
温 署 法 + 電 気 光 線		300 円

※医師の同意書の内容によりマッサージは最大 5 局所、変形徒手矯正術は 4 肢まで

◎往療料（突発的な往療） ··· 1回 2,300 円

◎施術報告書交付料 ······ 480 円

◎特別地域加算 ····· 1回 250 円

★片道 16 kmを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められない

◎マッサージ訪問施術料 通所困難、患家からの求め、医師による往療や部位ごとに施術の必要性の同意に基づき訪問施術を行った場合

同一日・同一建物で施術を行った患者数		1 局所	2 局所	3 局所	4 局所	5 局所
訪問施術料 1	「1人の場合」の患者1人あたり料金	2,750 円	3,200 円	3,650 円	4,100 円	4,550 円
訪問施術料 2	「2人の場合」の患者1人あたり料金	1,600 円	2,050 円	2,500 円	2,950 円	3,400 円
訪問施術料 3 (3人~9人)	「3人~9人の場合」の患者1人あたり料金	910 円	1,360 円	1,810 円	2,260 円	2,710 円
訪問施術料 3 (10人以上)	「10人以上の場合」の患者1人あたり料金	600 円	1,050 円	1,500 円	1,950 円	2,400 円

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(令和 6 年 10 月 1 日以降の施術)

初検料	1 術の場合	3,150 円	注 1 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する。 注 2 マッサージのみの場合は算定できない。
	2 術（はり・きゅう併用）の場合	3,350 円	
施術料 はり・きゅう	1 術の場合	1日1回限り 3,000 円	注 1 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。 注 2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として 1 回につき 300 円を加算する。なお、片道 16 km を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
	2 術の場合	1日1回限り 4,230 円	
マッサージ	マッサージを行った場合	1日1回限り 3,000 円	注 1 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等）を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。 注 2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として 1 回につき 300 円を加算する。なお、片道 16 km を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
	温罨法を併用した場合	1回につき 205 円加算	
	変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき 470 円加算	
はり又はきゅうとマッサージの併用		1日 1 回限り 4,230 円	注 1 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等）を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。 注 2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として 1 回につき 300 円を加算する。なお、片道 16 km を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
訪問施術料 はり・きゅう	訪問施術料 1 1 術の場合	1 回につき 5,760 円	注 1 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。 注 2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として 1 回につき 300 円を加算する。なお、片道 16 km を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
	2 術の場合	6,990 円	
	訪問施術料 2 1 術の場合	1 回につき 4,380 円	
	2 術の場合	5,610 円	
	訪問施術料 3 (3~9 人の場合) 1 術の場合	1 回につき 3,550 円	
	2 術の場合	4,780 円	
	訪問施術料 3 (10 人以上の場合)	1 回につき	

		1 術の場合 2 術の場合	3,180 円 4,410 円	
マッサージ	訪問施術料 1	1 回につき 5,760 円		注 1 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等）を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
	訪問施術料 2	1 回につき 4,380 円		注 2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として 1 回につき 300 円を加算する。なお、片道 16 km を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
	訪問施術料 3 (3~9 人の場合)	1 回につき 3,550 円		
	訪問施術料 3 (10 人以上の場合)	1 回につき 3,180 円		
	温罨法を併施した場合	1 回につき 205 円加算		注 変形徒手矯正術との併施は認められない。
	変形徒手矯正術を行った場合	1 肢につき 470 円加算		注 マッサージの加算とする取扱いとして同一部位にマッサージ及び変形徒手矯正術（※）を行った場合に限り、両方の料金を算定すること。 ※6 大関節（肩、肘、手首、股関節、膝、足首）を対象とし、1 肢（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）毎に支給する。
はり又はきゅうとマッサージの併用				注 1 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等）を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
訪問施術料 1		6,990 円		注 2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として 1 回につき 300 円を加算する。なお、片道 16 km を超える場合の特別地域加算は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
訪問施術料 2		5,610 円		
訪問施術料 3 (3~9 人の場合)		4,780 円		
訪問施術料 3 (10 人以上の場合)		4,410 円		
往療料		2,760 円		注 1 夜間往療については、所定金額の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。 注 2 2 戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。 注 3 片道 16 km を超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
電気・光線器具による療法		1 日 1 回限り 553 円 加算		注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあっては、超短波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気・光線器具を使用しても 1 回として算定する。
休業証明料		1 件につき 2,000 円		休業（補償）等給付請求書における証明

※1 上記表中の「特別地域」とは、「特措診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）第四の四の三に規定する地域をいう。

※2 上記表中の「訪問施術料」とは、同一日に同一の建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）で施術を行った患者数が 1 人の場合は訪問施術料 1 、 2 人の場合は訪問施術料 2 、 3 人以上の場合はその人数に応じた訪問施術料 3 の各区分により、算定すること。

厚生部

■賠償責任保険「全鍼師会 110 番補償制度」のご案内

110番補償制度とは、全鍼師会会員の先生方が安心して日常の業務に専念いただけるよう、施術中における不慮の事故等が原因で患者様の身体に障害を与えてしまい損害賠償の責任を負った場合や、院内施設の不備により法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害に対して保険金をお支払いする制度です。近年は軽い事故であっても訴訟を起こされるケースが増えています。安心して施術を行うため、是非ともご加入ください。

また、今年度よりカスタマーハラスメント対策として「弁護士費用オプション」（第三者から業務妨害行為等により被害を受けた場合に被保険者が負担する弁護士費用等）が新設されました。これに伴い「日常生活に基づく事故」に対しての補償はなくなりました。

柔道整復師の免許をお持ちで同業務も為さっている方には「柔道整復師オプション」もございます。

なお、ご加入は個人単位となりますので、治療院の院長・勤務する先生方それぞれのご加入が必要になります。

■補償期間と中途加入について

◎毎年5月15日迄に郵便局よりご送金頂くと、補償開始は6月1日からとなります。

◎補償期間は毎年6月1日から翌年の6月1日までの一年間です。（中途加入もできますが、中途加入時の保険料については、下記協同組合、もしくはホームページにてご確認ください。）

< 年 間 保 險 料 と 支 払 限 度 額 >

加入タイプ(型)名	W10B	W20	S30B	S40	E50B	E60
年間掛け金	14,280円	8,780円	12,020円	6,520円	9,650円	4,150円
支払限度額	3億円	3億円	1億円	1億円	3,000万円	3,000万円
弁護士費用特約	○	-	○	-	○	-

◎詳細は日本鍼灸マッサージ協同組合、もしくは下記ホームページよりご確認下さい。

日本鍼灸マッサージ協同組合 TEL : 03-3358-6363

《全鍼師会 110 番補償制度 ホームページ》

https://www.jammk.net/_files/ugd/12752b_fdc907f9f44349bea325eba0161feb13.pdf

「全鍼師会 110番補償制度」のお問い合わせは本会事務局、日本鍼灸マッサージ協同組合まで

●本会事務局 厚生部 上原雅幸 電話：0884-23-2775

●日本鍼灸マッサージ協同組合

本 社：〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目 12-17

電 話：03-3358-6363 FAX：03-6380-6032

■ 「団体所得補償プラン」のご案内

- ①ご加入者がご病気やお怪我でお仕事を休まれた場合の休業補償です。
- ②ご病気やお怪我で8日以上連続して休業した場合が対象になりますが、自宅療養も含めて最長で1年間のお支払いが可能です。
- ③掛金は月々1口2,000円。団体割引が適用されているため個人でご契約される場合に比べ大変お得です。
- ④お申込みにあたっては、簡単な告知をしていただくだけで医師の診査は必要ありません。
- ⑤毎年8月1日更新ですが、自動更新ですのでお手数がかかりません。

■ 「新保障制度～生命保険～」のご案内

- ①視覚障害のある方もお申込みいただけ、お手頃な保険料で最高1000万円の死亡保障の準備ができます。
- ②死亡保障コースにお入りいただいた上で、医療保障コース（入院保障）にもご加入になります。
- ③ご加入者ご本人だけでなく、ご夫婦でお入りいただける夫婦プラン、お子様も含めた家族プランもご用意しております。
- ④医師の診査がなく、告知書のご提出のみで簡単にお申込みができます。
- ⑤毎年10月1日更新ですが、自動更新ですのでお手数はかかりません。

■ 「団体総合生活補償保険」のご案内

- ①ご加入者がお怪我で入通院、ご病気で入院されたときに入通院1日目から保険金が支払われます。
- ②病気退院後の通院や手術、放射線治療についても保険の対象になる等幅広い補償内容になっています。

上記2～4に関しては（公社）全日本鍼灸マッサージ師会の関連組織である日本鍼灸マッサージ協同組合において取り扱われています。資料請求等ご希望の方は同組合へ直接お問い合わせ下さい。

＜日本鍼灸マッサージ協同組合＞

☎：03-3358-6363 FAX：03-3359-2023

■ 「国民年金基金」加入者紹介のお願い

2019年4月に国民年金基金の統廃合があり、全国47都道府県の地域型国民年金基金と、22の職能型国民年金基金（鍼灸マッサージ師等国民年金基金を含む）が合併し、全国国民年金基金となりました。

全国国民年金基金では、加入対象者は国民年金の加入者すべてとなり、鍼灸マッサージ師に限らず、親類、知人の方等も加入することができます。

またこれに伴い、国民年金基金の未加入者が、本会を通して全国国民年金基金にご加入された場合、全鍼中央と全鍼徳島に紹介料がいただけますこととなりました。

つきましては、ご加入を検討される方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介いただきますようよろしくお願ひ致します。

※国民年金基金制度は、国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金（老齢基礎年金）とセットで、自営業者など国民年金の第1号被保険者の老後の所得保障の役割を担うものです。掛金は、全額が所得控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

問い合わせ先：会長 高島弘和 ☎：088-653-5244

総務部

■退会について

やむを得ず退会をお考えの方におかれましては、今年度の年会費を納付の上、必ず年度末3月31日までに事務局まで退会のご連絡をお願い致します。年会費未納の状態での中途退会は不可となっております。

■本会への届出事項に変更があった場合

下記①～④に該当する場合は事務局・総務部までご連絡をお願い致します。本会における事務・発送・会員サポート等が支障なく行えますよう、ご協力をお願い致します。

- ①婚姻・引っ越し・開業・転職等で氏名・本籍地・住所・電話番号・施術所名称・勤務先・郵送先が変わった（登録情報を更新しますので変更事項をお知らせ下さい）
- ②免許証の書換えや再交付を行った。
- ③総会資料や本会ホームページに掲載されている会員名簿についてのお問い合わせ。
- ④お知り合いの会員さんが入院された、亡くなられた等のご報告。

■免許証の書換えについて

婚姻等で免許証に記載の氏名や本籍地に変更が生じた場合には、免許証の書換えが必要となります。戸籍変更の日から起算して30日以内に（公財）東洋療法研修試験財団（03-3431-8771）より免許証の書換え申請書類をお取り寄せ頂き手続きを行って下さい。30日超過の場合は遅延理由書を添付の上手続きを行って下さい。古い免許証のままでは日常の業務や本会の事務に支障を来す恐れがありますので、変更後は速やかにお手続きをお願い致します。ご不明な点は事務局・総務部までご連絡下さい。

■各種案内の通知方法の変更について

会員向け各種案内をメールでも配信できます。また全鍼師会の機関誌「東洋療法」に関しては点字版やCD版での送付にも対応しています。切り替えをご希望の方は下記までお知らせください。

総務部長 井内健司 ☎ : 090-7784-6779 メール : [REDACTED]

はりの廃棄について

治療に使用した使用済みのはりは、家庭用の一般ゴミと一緒に捨てないでください。
本会では、処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者）に委託されるようお勧めしています。処理業者に委託すれば、容器を購入するという形で契約できます。

- ・ダンボール容器 (46リットル) 2,400円
- ・プラスチック容器 (20リットル) 3,000円

この価格には容器代、運搬料、処理代のすべてが含まれています。

問い合わせ先：四国メディカルトリートメントセンター
徳島市不動東町3丁目902-2 TEL 088-631-7221 FAX 088-633-1111

広報部

■ホームページについて

徳島県鍼灸マッサージ師会のホームページにおいて会員専用ページにパスワードが必要となっております。会員専用ページでは各種書類のダウンロードが可能となっておりますので、パスワードが必要な方はお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：広報部長 大石雅之 ☎ : 080-3928-0806

会員同士が身近に交流できる場として、LINEを使った会員限定のコミュニティー(LINE オープンチャット)を作りました。LINEをお使いの方は、ぜひご登録ください！

LINE のホーム画面右上にある友達追加(+マーク)をタップ

→「QR コード」を選択

→右上記の QR コードを読み込む

→「LINE で開く」をタップ

→「新しいプロフィールで参加」をタップ

→利用規約とポリシーに同意で「同意」をタップ

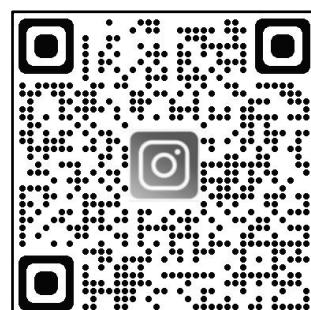
→名前と治療院名を入力

→こちらで承認が出来次第、参加できます

※状況により、上記項目のうちスキップされる項目があります。



LINE



Instagram

使用目的

- ◎活動案内やお知らせの案内
- ◎業界の有益な情報発信
- ◎意見交換や相談の場

問い合わせ先：広報部理事 中谷桜子 ☎ : 088-635-6998

編集後記

広報部長 大石 雅之

新年明けましておめでとうございます。今年は、丙午（ひのえうま）という60年に1度の午年らしいのですが、この強運の年にあやかって飛躍する年になればと思います。また、年始の3ヶ月先の予報ニュースでは、今年は4月から夏日（25°C以上）の日が多くなるという情報を耳にして早い時期から暑い日が多くなりそうです。体調には十分ご注意いただくとともに、皆さまのご健康とご多幸をご祈念申し上げ、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

発行所 公益社団法人 徳島県鍼灸マッサージ師会

事務局 〒770-0024 徳島市佐古四番町 4-20 高島治療院内
TEL&FAX 088-653-5244 URL <http://www.zensin.or.jp/~tokushima/>